

社会福祉法人茨城県社会福祉事業団役員及び評議員の報酬等に関する規程

制定 平成 29 年 6 月 12 日

改正 令和 7 年 6 月 23 日

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人茨城県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）定款第8条及び第23条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、事業団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、給料、手当その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であってその名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費及び旅費等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、事業団の職員を兼務し、職員給与の支給を受ける役員及び茨城県職員の身分を有する役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤役員 報酬（給料、通勤手当及び期末手当）
- (2) 非常勤役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 報酬等の各年度の総額は、次に掲げる額の範囲内とする。

- (1) 役員 20,000,000 円
- (2) 評議員 600,000 円

(報酬等の額)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 給料 茨城県の出資法人等指導監督基準第13の規定に基づく出資法人等指導実施要領別表第2常勤役員の給料基準額に定める額を上限とする額
- (2) 通勤手当 事業団職員の例により算定する額
- (3) 期末手当 茨城県の常勤の特別職の例により算定する額

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬の額は、特別職の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）別表第3に定める付属機関の委員その他の構成員の額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、事業団職員の例によるものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会等への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の申出により、金融機関の口座振込により支給することができる。
- 4 報酬等は、法令等の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった金

額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、事業団給与規程に基づき旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、茨城県職員の身分を有する役員等には、旅費及び費用を支給しないことができる。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬等を支給する。

3 前2項の場合の報酬等の額は、事業団職員の例により日割りにより計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬等を支給する。

(公表)

第8条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

この規程は、平成29年6月12日から施行する。

付 則

この規程は、令和7年6月23日から施行する。